

VI 漁船の測度に関する事項

小型漁船の総トン数の測度に関する政令（以下「政令」という。）において、総トン数20トン未満の漁船の所有者は、県の行う測度を受けなければならないと定められている。

手続きについては政令のほか、小型漁船の総トン数の測度に関する省令（以下「省令」という。）、船舶のトン数の測度に関する法律、同施行規則その他の定めるところによる。

1 測度の対象漁船

総トン数20トン未満の漁船（総トン数1トン未満の無動力船を除く）。ただし、測度を受けた後、船体の改造を行わずに小型漁船に転用された船舶については適用しない。

(1) 総トン数3トン以上20トン未満の漁船

県が実測を行い、総トン数を決定する。

(2) 総トン数3トン未満の漁船

実測のほか、漁協職員又は船舶製造者が作成した「小型漁船の総トン数の測度等に関する調書（測度調書）」によって総トン数を決定することができる（机上測度）。

※ 実測によらない総トン数の測度（机上測度）は、「福島県小型漁船総トン数測度手数料条例」により、総トン数3トン未満の小型漁船の総トン数測度を行う場合に規定されている。

2 申請

総トン数の測度の申請をしようとする者は、小型漁船総トン数測度申請書（3ページ）を水産事務所へ提出する。県は申請者に対し総トン数の測度に関し必要な以下に掲げる全部又は一部の書面の提出を求めるものとする。

(1) 漁協職員又は船舶製造者が作成した測度調書（4ページ）又は総トン数計算書

(2) 設計図面（一般配置図、中央横断面図）その他総トン数の測度に必要な図面

(3) 設計図面の提出が困難な場合における写真、パンフレットその他総トン数の測度に必要な書面

3 測度の実施

建造中の漁船を実測する場合、本県では中間測度及び完成測度を実施する。申請者及び造船所は時機を逸することのないよう、建造の工程に合わせて県と日程調整を行うこと。

(1) 中間測度

船体のデッキ張り上げ前に実施する。測度長さ・幅・深さ、登録幅・深さ等、その時点で測度可能な部分について測度する。

(2) 完成測度

船橋等構造物が全て取り付けられた、船舶完成後に実施する。構造物、付加物等、総トン数に算入すべき部位を全て測度し、総トン数を決定する。

4 他都道府県による測度

県外の造船所で漁船を建造する場合、本県では造船所を所管する都道府県に測度を依頼している。このため、申請者は当該都道府県に申請書、添付書類、手数料等を確認の上、福島県水産事務所を経由して申請書類を提出すること。

5 申請書類一覧表

申請書 (3ページ)

添付書類

添付書類 区分	総トン数			他都道府県 による測度
	3t以上 20t未満	3t未満		
		実測	机上	
測度調書 (4ページ)			○	
総トン数計算書	○	○		○
設計図面 (一般配置図、中央横断面図)	○	○		○
写真、パンフレットその他	①	①		
動力漁船の性能の基準適用表 (5ページ)				○
工事工程表 (5ページ)				○
漁船建造許可指令書の写し				○
申請先の都道府県が必要とする書類				○

① 設計図面の提出が困難な場合に添付

6 申請書類の様式

第1号書式（省令第1条関係）

小型漁船総トン数測度申請書	
製造番号等	
動力漁船又は無動力漁船の別	
船名	
総トン数	約 トン
所有者の氏名又は名称及び住所	
造船者の名称及び所在地	
起工の年月日	年 月 日
進水の年月日	年 月 日
総トン数の測度を受けようとする場所	
申請の理由	
主たる根拠地	
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">住 所：</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称：</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">知事</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>この欄に収入証紙を貼付する。</p> </div>	

備考 1 製造番号等の欄には、船体識別番号又は製造番号、製造年月日及び製造型式の年次を記載すること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

小型 (5 トン未満) 漁船の総トン数の測度等に関する調書

調査番号		船名		丸
製造番号等				
建造・改造		進水年月日	年 月 日	
所有者	氏名			
	住所			
船 質		FRP・鋼・軽合金・木・その他 ()		
船 体	総トン数	・	トン	容 積 計 算 欄
	測度長さ (L)	・	m	上甲板下船体主要部の容積 m^3 ($0.65 \times L \times B \times D$)
	測度幅 (B)	・	m	上甲板下その他の容積 m^3
	測度深さ (D)	・	m	× × = ・
	$D = D_m + 2/3C^{*1} + 1/3(D_s - D_m)^{*2}$			× × = ・
	D = + +			上甲板上の容積 m^3
	登録長さ (LR)	・	m	× × = ・
	登録幅 (BR)	・	m	× × = ・
	登録深さ (DR)	・	m	合計容積 m^3
	造船所名称			所在地
推進 機関	種 類			馬力数
	シリンダの数×直径×行程		×	mm × mm
備考	製作所名称			型 式
調査年月日		年 月 日		
所 属				
氏 名		㊟		

※1 C: キャンバーが、円形(急激な曲率の変更のないものに限る。)又は三角キャンバーであり、その最大の高さが 0.15m 未満であるものは考慮しない。

※2 (Ds-Dm) の値が 0.05 (L/3+5)m 未満であり、別に定める基準に適合する場合は、考慮しない。
(別に定める基準; 船舶のトン数測度の解説 19-1-規(1)(ii))

動力漁船の性能の基準適用表

計画総トン数		トン		
船の長さ×幅×深さ		・ m×	・ m×	・ m
	深さと幅の比 (注1)	推進機関の馬力数 (注2)	燃料噴射量制限装置 (注3)	有 無
計画			機関回転数制限装置 (注3)	有 無
基準	2.0以上	以下		

注1：計画総トン数が20トン未満の漁船（単胴船に限る）に限る。

注2：計画総トン数が40トン未満の漁船（漁業法、水産資源保護法等に基づき農林水産大臣の漁業許可その他の処分を要する漁業にのみ従事する漁船及び官公庁船を除く）に限る。

注3：計画総トン数が20トン未満の漁船でディーゼル機関を推進機関とするものに限る。

工事工程表

工事工程表は、それに基づき認定、測度時が決定されるので充分考慮のうえ提出する。

工事工程表 様式（例）

船名

船主名

計画総トン数

	月		月		月		月	
	10	20	10	20	10	20	10	20
船殻	①	②	③					
機関			④					
ぎ装								
その他					⑤	⑥		

- ① 型枠組立
- ② 脱型
- ③ 中間検査時
- ④ 機関据付
- ⑤ しゅん工
- ⑥ 進水